

## 総括（大学院法務研究科）

### I 教育研究活動の現況（目標や計画の達成状況）

#### 1 理念・目的，教育目標

理念・目的並びに教育目標に関しては，文部科学省に対する設置認可申請書のとおり，明確に設定されており，理念・目的並びに教育目標が法科大学院制度の目的に適合していることは，文部科学省の設置認可によって明らかである。これらは種々の学内文書，広報活動を通じて，学内に周知徹底をはかっている。さらに，インターネット，新聞，雑誌，各種進学説明会，日本大学法科大学院ニュースなどを通じて，社会一般へ積極的に公開している。

教育目標の検証は，本法科大学院の専任教員全員で構成する分科委員会で定期的に行っているほか，本研究科内に設置されている学務委員会，FD 専門委員会，カリキュラム検討専門委員会，研究委員会，図書委員会，自己点検・評価委員会などで，月1～2回，定期的に活発に行われている。

#### 2 教育内容・方法等

##### 教育課程の編成

教育課程の編成について，法令が定める基準が順守されており，開設科目の内容も文部科学省に届け出たシラバスのとおり適切である。

法科大学院固有の教育目標を達成するのに適合した授業科目が4分野にわたって十二分に開設されており，その科目の配置は，法律基本科目を中心に，時間割の上でも，学生の負担が過重とならない様に配慮されている。4分野にわたる授業科目は，カリキュラム編成上適切に分類されており，総論・総則は低学年に，各論・総合科目は高学年に配置され，学問上，系統的に段階的に配置されている。

法理論教育と法実務教育の架橋を図るため，法律基本科目は原則として研究者教員が担当し，実務基礎科目群と展開・先端科目の一部は研究者教員と実務家教員とが同一科目を分担するようにしているほか，同一時間を両者が協力して担当したり，総論部分を研究者教員が体系的に理解させた後に，実務家教員が個別事例について理解させるなどさまざまに工夫している。

法律実務基礎科目のうち、法曹倫理については5人の教員が担当する必須科目としているが、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目は、クリニック、エクスターンシップ等の名称の選択科目としている。

法情報調査及び法文書作成を扱う科目は、実務家が担当する科目として開設されており、多数の学生が選択している。

臨床実務を目的とする科目として、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップを開設している。

実務科目における守秘義務等に関しては、学生に誓約書を提出させている。

### **単位互換・単位認定等**

課程修了の要件としては、未修者93単位以上、既修者63単位以上の取得を必要とするほか、さらに日本大学全体としてGPA制度を設けて、良質な学生を社会へ送り出すよう配慮している。

履修科目登録の上限は、1学年につき36単位と適切に設定されている。

他の大学院において修得した単位等は、認定制度に従って分科委員会における審議を経て適切に認定を行うこととしている。

入学前に大学院で修得した単位の認定は、日本大学学則第113条第4項に規定されており、同条第6項により30単位を超えない範囲で、修了単位数に算入することとしている。

在学期間の短縮は、既修者につき単位認定試験によって在学期間を一年短縮している。

履修授業の体制については、法学未修者と既修者それぞれに応じた履修を指導しているほか、未修者について入学前に法学導入教育を実施している。

### **独立研究科における教育課程の特徴**

法律基本科目においては、既修者と未修者を分け、それぞれの知識背景に応じた授業を行っている。

### **学習相談体制**

教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援として、専任教員全員が、オフィス・アワーを設けている。日大OB・OGの法曹の協力によりアカデミック・アドバイザー制度を試行し、ティーチング・アシスタントの機能を果たす職員を2名配置するなど、相談体制、学習支援体制の整備を進めている。

### **授業計画等の明示**

授業計画はシラバス等によって明示されており、これに従って各授業は適切

に実施されている。

### **授業の方法**

法曹養成のための実践的な教育方法としては、実務家教員を中核に双方向又は、多方向授業を適切に実施している。

### **授業を行う学生数**

原則として、学生数 25 名以下の少人数教育を実施している。すなわち、法律基本科目については、1 クラス 25 人以下としているほか、基本科目の演習では 1 クラス 14～15 人、クリニックやエクスターンシップでは 1 グループ 2～3 人として指導している。

### **成績評価及び修了認定**

成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法に関しては、「大学院要覧」で明示している。卒業生の質を保持するため、GPA1.8 以上を課程修了要件とし、定期試験のほかにレポート、出欠席の回数、発言の回数と内容などを考慮して、客観的で厳しい認定を行っている。

### **再試験及び追試験**

再試験の基準及び方法は「大学院要覧」に明示し、客観的かつ厳格に実施しており、追試験などの客観的な基準も同様に「大学院要覧」に明示した上で、厳正に行っている。

### **進級制限**

基準に満たない者には、進級を制限する措置を実施しているが、クラス担任等が単位不足となるような学生に対しては事前に個別指導を行っている。

### **教育効果の測定**

学務委員会を月 2 回定例で開催して、教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性について検討を重ね、組織的に取り組んでいる。

### **教育内容及び方法の改善**

教育内容及び方法の改善を図るための FD の体制整備とその実施に関して、学務委員会の中に FD 専門委員会を設置し、教員相互の授業参観、学生アンケートの実施等に当たっている。

前期・後期の年 2 回、全学生を対象に記名及び無記名でアンケートを実施し、

その結果については分科委員会を通じて全教員が共有するようしており、学務委員会及びFD専門委員会が中心となって教育内容の改善に活用している。

### **特色ある仕組み**

教育内容及び方法に関する特色ある仕組みとして、全学生を対象に教員2名、学生10人を1組として、一緒に昼食を摂りながら学生からの意見、要望を聞き、分科委員会に報告し、改善に役立てている。

## **3 学生の受け入れ**

### **学生の受け入れ方針等**

学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定及びその公表については、設置認可申請書に記載した「6. 入学者選抜の概要」を遵守して、二段階選抜方式とし、健全で視野の広い学生を受け入れることを目標に、入試委員会で検討の上、分科委員会で決定し、これを大学案内、新聞、ホームページ等で公表している。学生の的確かつ客観的な受け入れのために、一次審査でステートメント、二次審査で論文審査を実施し、研究者教員と実務家教員を組み合わせ面接試験を行い、法曹としての確かな人間性を評価している。志願者が入学者選抜を受ける公正な機会を確保するために、公平性、多様性、客観性を目標として、入学試験概要の出願資格を定めている。

### **実施体制**

入学者選抜試験に関する業務については、入試業務を包括して掌握管理する入試管理委員会が設置され、その下で入試委員会が入試事務の実施執行に当たっている。入試管理委員会には入試問題の編集管理に当る編集委員会と入試問題の作成採点に当たる出題委員会を設け、出題ミスや不正などを予防する体制としている。

### **複数の入学者選抜の実施**

複数の選抜方法は採用していない。

### **公平な入学者選抜**

入学者選抜を公平に実施するため、未修者、既修者ともに、書類審査による一次審査と、論文・面接による二次審査を行うことし、自校推薦枠などの優先枠は設けていない。

## 複数の適性試験の採用

複数の適性試験の採用については、平成18年度入試までは大学入試センターの法科大学院適性試験（DNC）のみを用いていたが、平成19年度入試からは、これとあわせて日弁連法務研究財団法科大学院統一適性試験も択一的に採用することとし、新聞等のメディアで公表している。

## 法学既修者の認定等

法学既修者については、選抜試験における論文式の法律科目試験（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）が認定試験を兼ねている。入試科目に含まれない行政法については、入学手続後に別途単位認定試験を行っている。これらについては、大学院案内、ホームページ等で公表している。

## 入学者選抜方法の検証

学生の受け入れの在り方に関する恒常的な検証のため、入試委員会が、入試全体について点検、見直しを行い、入試管理委員会に検証結果に基づく改善意見を提出するシステムとしている。

## 入学者の多様性

多様な知識・経験を有する者を入学させるため、入試の任意提出書類として、①各種資格取得の証明書、②本人の社会活動や経歴で個性・特性を認定し得る業績等の資料を提出させている。在学生の3割以上が社会人であり、その割合は大学院案内、ホームページ等で公表している。

## 入学試験における身体障害者等への配慮

入学試験における身体障害者等の支援については、施設のバリアフリー化、点字ブロックの設置等を実施しているほか、必要に応じて関係委員会においてすみやかに対応することとしている。

## 定員管理

入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数については、入学者選抜において正規合格者のほかに補欠合格者を適切に選抜することなどにより、適正な管理を行っている。

## 休学者・退学者の管理

本人から、プライバシーに配慮しつつ適時適切に事情を聴取するなどの確な

把握に努め、所要の指導・助言を行っており、これまでに休学者、退学者ともにごく少数しか発生していない。

### **特色ある取組み**

広く全国から多様な経験、資格、バックグラウンドを有する学生の入学を促す観点から、東京以外においても積極的に進学相談会を実施している。

## **4 教員組織**

### **専任教員数**

専任教員数に関する法令上の基準は厳格に、余裕を持って遵守している。専攻に限った専任教員としての取り扱いについては、設定認可申請時に文部科学省の厳しい認定に合格した科目のみを教員が担当している。法令上専任教員の半数は教授であることが必要であるが、本研究科では専任教員29人中28人が教授である。

### **専任教員としての能力**

専任教員の担当科目は、すべて文部科学省の認定を受けており、全員が専門分野に関する高度な指導能力を具備している。

### **実務家教員**

専任教員である実務家教員の数は、法令上4名必要とされるどころ、現在11名が在籍している。

### **専任教員の分野構成、科目配置**

法律基本科目の専任教員は20名で、適切に配置されている。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の専任教員は、各々2名、7名であり、適切に配置されている。主要な法律実務基本科目には、すべて実務経験のある実務家教員を配置している。

### **教員の構成**

専任教員の年齢構成は、完成前年度であるため、やや高めである。教員の男女構成比率の配慮に関しては、29名中女性教員は2名であるが、女性教員の積極的配置を推進して適正化を図るつもりである。

### **専任教員の後継者の補充等**

専任教員の後継者の養成又は補充等については、広く人材を求めるほか、後進の積極的育成に努めている。

### **教員の募集・任免・昇格**

教員の募集・任免・昇格の適切な実施を図るため、分科委員会です承された方針に基づき、学務委員会において計画を練った上で、分科委員会の審議を経て決定することとしている。

### **教員の教育研究条件**

専任教員の授業担当時間に関しては、年間最低4コマ以上を担当することになっているが、科目によっては過重となっている面もある。教員の研究活動に必要な機会の保障として、論文の掲載は「日本大学法科大学院法務研究」（年1回発行）に載せるほか、国内外への学会出張も授業の支障のない限り認められている。専任教員に対する個人研究費の配分は、事前に研究計画書を提出し、これに基づいて予算を立て、領収書、請求書、納品書の提出により支給を適切かつ公平に実施している。

### **人的補助体制**

教育研究に資する人的な補助体制に関しては、事務所内に一定の職員を配置し、研究科長の下で教育研究のあらゆる問題に対処する体制を整えている。

### **教育研究の評価と教育方法の改善**

専任教員の教育・研究活動の活性度は、研究費に関する報告書により評価を加している。

### **特色ある取組み**

研究者教員、実務家教員ともに多数な経験を有しており、両者の適切な協働によって活性化を図っている。

## **5 研究活動**

### **高度専門職大学院にふさわしい研究活動の展開**

高度職業人である法曹を養成する高度専門職大学院として、次のように、法務教育に役立つ実務研究を主たる目的として研究活動を行っており、そのため

に必要な充実した研究活動環境の整備を進めている。

## **研究成果の発表**

本研究科独自の研究紀要を毎年度発行し、専任教員の多くの論文を発表しているほか、各教員が国内外での学会、本学法学部紀要、学会誌、法律雑誌等で多くの論文を発表している。

## **特色ある研究活動**

文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムによる研究「知的財産交渉ロールプレイング」、千代田区の研究助成による裁判員制度を想定した模擬裁判のビデオ作成など特色ある実務研究を展開している。

## **研究費の適切な配分**

50万円を限度に、専門研究員の請求に応じて個人研究費を配分している。共同研究費、競争的研究費は、現時点では導入されていない。

## **専任教員の個別研究室**

各専任研究員には、パソコン、プリンターを設置し、インターネット接続、電子ジャーナル等の利用を可能にした平均28㎡の個人研究室が供与されている。

## **専任教員の授業負担の適正化**

専任教員の授業担当時間は、おおむね適正な範囲にあるが、若干の加重負担が見られる法学部との専任を兼ねる教員については、年度進行の中で調整を行っていく。

## **教員の研究活動に必要な機会の補償**

現時点では研究専念期間は制度化されていないが、本部予算や個人研究費を利用しての短期海外調査研究等を実施している。

## 6 施設・設備等

### 教育形態に即した施設・設備

講義室，演習室その他の施設・設備については，下記の点検・評価項目に詳しく記載したとおり，適切に整備されている。

### 自習スペース

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間については，スペース，利用時間ともに適正に確保されている。

### 研究室の整備

全ての専任教員に対して適切に整備された個別研究室が用意されている。

### 情報関連設備及び人的体制

全館インターネット接続の可能な LAN が敷設され，自習室はインターネット及び電子ジャーナルの利用が可能となっていて，情報インフラストラクチャーは整備されている。事務室に1名の専門職員のほか，図書室スタッフ6名を配置し，人的体制も整備している。

### 身体障害者等への配慮

身体障害者等のため，スロープ，点字ブロック，点字案内を備えたエレベーターを設置している。

### 施設・設備の維持・充実

社会状況等の変化に合わせた施設・設備の維持，充実については，適切に対応し得るよう努める。

### 図書等の整備

法科大学院の建物は旧オフィスビルをリニューアルしたものであり，図書室の床に重量の制約があるため蔵書は1万3000冊が限度であって，既に蔵書数は限界に近づいている。このため，電子ジャーナル等の整備，他学部図書館との連携を進めている。

図書の選定は，選書委員会が適正に判断している。

### 開館時間

開館時間は、月曜日から金曜日までは9時～22時、土曜日は9時～20時である。電子媒体には学外から24時間利用できるものもある。

### **国内外の法科大学院等との相互利用**

国公立大学図書館協力委員会発行の図書館相互協利便覧に沿って、国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用を行っている。国外の図書館との相互利用については、今後推進していきたい。

### **特色ある取り組み**

施設・設備の整備に関する特色ある取り組みとしては、法科大学院の建物内に「日本大学カザルスホール」があり、都内随一の室内楽の殿堂として学生の情操教育に役立っている。

## **7 社会貢献**

### **研究成果の社会への還元**

実務教育としてクリニックや無料法律相談を活発に実施し、また模擬裁判を撮影したビデオテープを作成・貸し出すなど、積極的に地域社会貢献を行っている。

### **公共政策形成への寄与**

多くの教員が、政府、地方公共団体の各種審議会委員等を務めている。

## **8 学生生活**

### **学生への経済的支援**

奨学金その他学生への経済的支援に関しては、学生生活委員会が奨学金の給付を扱うなどの経済的支援を行う体制をとっている。公平性、客観性を得るよう、クラス担任による学生の推薦等を要件としている。

### **学生の心身の健康の保持**

学生の心身の健康を保持・増進するため、毎年春期に定期健康診断を学校保健法の規定に基づいて実施しているほか、法科大学院内に保健室を開設し、駿河台日本大学病院の医師が毎週1回健康相談に当たっている。また毎週1回カウンセラーによる学生相談室を実施するとともに、クラス担任の教員が随時学生の相談に応じている。

### **身体障害者等への配慮**

身体障害者等を受け入れるため、学生生活委員会と事務室が一体となって検討を行い、施設のバリアフリー化、点字ブロックの設置などの整備を行っている。

### **各種ハラスメントへの対応**

各種ハラスメントに関しては、大学本部の人権救済委員会、医学部附属総合健診センター内の HRAS 相談室が活用できるほか、インテーカーの資格をもつ専任教員が学生生活委員として対応する体制をとっている。

### **進路についての相談体制**

学生の進路選択に関する相談・支援体制の整備に関しては、専任教員がオフィス・アワーによる相談・支援体制をとっているほか、学生が随時クラス担任等に相談できるよう配慮している。

### **特色ある取組み**

カウンセリングの研修を受けたインテーカーの資格を有する教員及びクラス担任や学生生活委員の教員が、学生の相談・支援業務に従事している。

## **9 管理運営**

### **管理運営体制等**

専任教員全員によって構成される法科大学院分科委員会が最高議決機関として、管理運営に関する規程等の整備、教学及びその他の重要事項に関する決定をしており、円滑に機能している。

### **法科大学院固有の専任教員組織の長の任免**

法科大学院研究科長の選任については、専任教員による互選制の採用を考慮する必要がある。

### **関係学部・研究科等の連携**

法科大学院と関係する各学部・大学院研究科等との連携協力体制を一層推進する必要がある。

## **財政基盤の確保**

教育研究活動の環境整備のため、財政基盤の確立、資金の確保、予算の重点的執行に努める必要がある。

## **特色ある取組み**

外部委員の参加を得た法科大学院運営委員会の活動を通じて、管理運営の機能の強化が推進されている。

# **10 事務組織**

## **適切な事務組織の整備**

事務組織の整備は、大学本部務総務部の所属事項であるが、逐次改善が図られている。

## **事務組織と教学組織との関係**

法科大学院運営委員会の活動を通じて、事務組織と教学組織との有機的な連携を図っている。

## **事務組織の役割**

事務組織は、教学組織の活動を支援するため、常に適切な企画・立案・実施に努め、成果を挙げている。

## **事務組織の機能強化のための取組み**

部局ごとに実施される研究会への参加等により、職員の能力の継続的な啓発・向上に努めている。

## **特色ある取組み**

法科大学院の学生は22時まで自習室を使用するため、事務組織はこれに対応する職員の勤労態勢の確保に努めている。

# **11 自己点検・評価**

## **自己点検・評価**

3年毎に実施される全学的な自己点検・評価の一環として、法科大学院にお

いても、自己点検・評価委員会を設け、適格な自己点検・評価作業を他の全ての委員会と共同して行っている。法科大学院の自己点検・評価は、全学の自己点検・評価と合わせて、公表される予定である。

### **評価結果に基づく改善・向上**

評価の結果は、全教職員に伝えられており、自己点検・評価委員会を中心に、他の全ての委員会と協力して逐次改善が図られる。

## **1 2 情報公開・説明責任**

### **情報公開・説明責任**

ホームページや大学案内を利用して、組織・運営と諸活動の状況に関する情報の公開に努めている。情報公開のための規程と体制の整備は、未了であるが、個々の情報は所管委員会の検討を経て、適切に公開されている。

## Ⅱ 法科大学院の特色と課題

平成 13 年 6 月に内閣に提出された司法制度改革審議会意見書において、我が国司法の人的基盤の充実を図るために、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備して、このような法曹養成制度の中核的な高等専門職大学院として法科大学院の設置が提言され、平成 16 年 4 月からの学生受入れの開始が提言された。

これに対応して、我が日本大学においても、大学の前身である日本法律学校以来 120 年の伝統の上に立って法科大学院を設置することにし、平成 13 年 11 月以来、日本大学法科大学院設立準備委員会を設置して、その準備を進めてきた。平成 14 年 1 月、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会から「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ—法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会」が発表されて、法科大学院の教育内容・方法等の在り方についての構想が具体的に明確化され、法科大学院関連諸法の法的整備も行われていった。前記「中間まとめ」は、法科大学院の教育内容・方法の叙述に先立って、法科大学院に対する第三者評価基準と設置基準についての基本的な教育を述べ、これらがアメリカ法曹協会（ABA）にロー・スクール設立基準に沿ったものであることを提示している。そして、これらの基準の策定と運用が、各法科大学院関係者の自発的創意を基本とし、法科大学院の独自性・多様性を促進するものであるべきことを明示している。

グローバリズムの進展に対応してわが国の様々なセクターにおいて改革が不可避の課題となり、法化社会を担うべき人的資源の育成を目指して大学システムの中に専門職大学院としての法科大学院を設置することは、喫緊の課題となった。日本大学法科大学院は、人的・物的な教育基盤を確保する一方、教育課程、カリキュラム、教育方法、教員組織等に関する設置基準の充足に努め、平成 15 年 8 月には設置認可への見通しを得、同年末設置申請が認可され、平成 16 年 4 月に開学を迎えることができた。

このような設立の経過を振り返ってみると、日本大学が日本法律学校として建学されて以来 1 世紀をこえ、有数の伝統ある法学教育機関として多数の法曹を育成してきた結果、法科大学院の設置に当たり OB・OG 法曹の人的支援を受けることができた点は大きい。さらに、最大規模の総合大学として、法学部はもちろんのことながら、医学部、生物資源科学部等自然科学系の学部からも人的支援を受け得た点も特筆すべきである。法科大学院は、都市型の大学院であることから、通学に至便の御茶ノ水キャンパスという恵まれた環境において設置することができたことも幸運であった。

日本大学法科大学院は、開講から漸く 3 年目に入ったばかりであり、抜群のロケーション、完備した教室・研究室等の施設、適材の実務家教員等充実した教員組織、総合大学の特色を活用した多数の展開先端科目の設置等多くの長所、特色を挙げることが可能であるが、同時にまた、後記のように早急に解決すべき様々の問題点を包含していることも否定できない。今後、不断に厳しい自己点検・評価を実施することにより問題点の解決・改善を図り、より良い教育内容・方法を確保していくことが必要である。

本法科大学院は、当面、前記の特色を活かしながら次のような課題に取り組み、積極的に改善を図って行くことが肝要である。

## 1 理念・目的並びに教育目標

学生に対して魅力ある法曹像を、明確、具体的に打ち出す必要がある。そのためにも、教育目標及び達成の手段・課程等について教員の共通認識を深化させなければならない。

## 2 教育内容・方法等

双方向授業、多方向授業を更に推進して、活力ある授業を展開する必要がある。そのためには、各教員が魅力ある教材を作成する必要がある。他者の教科書や論文のコピーの利用ではなくて、教員自ら創意工夫をこらさなければならない。

## 3 学生の受け入れ

早期に入学試験手続きの準備を開始することはもとより、高校・大学一貫教育体制の整備、推薦入試制度の採用を試みるなどして、優秀な学生の確保の方策に全力を尽くす必要がある。

## 4 教員組織

教員の平均年齢が高いため、教員の活力が低下することが懸念される。公募等を積極的に行い、優秀な若手教員を早急に補充する必要がある。多くの教員について、任期制の採用をすることも考慮すべきである。

## 5 研究活動

研究活動は、教育活動の基盤であり、より一層その活性化を促進すべきである。研究紀要「日本大学法科大学院法務研究」が毎年出版されてきたが、執筆者の多くは研究者教員で、実務家教員による論文執筆は比較的低調であるように見受けられる。

## 6 施設・設備等

施設・設備が、学生数の増加につれ、多少手狭となりつつあるので、一層の拡充を図る必要がある。

## 7 社会貢献

法科大学院が社会貢献の責任を果たすためには、良質な法曹を育成することが中心的な課程となるが、クリニックによる無料法律相談等も拡充する必要がある。

## 8 学生生活

学生が本法科大学院に学ぶことに十分な満足感と矜持を持って、法曹への道を歩めるよう、さらに工夫する余地がある。

## 9 管理運営

管理運営については、関係規定の整備に努めるとともに、その適正的確な運用について創意工夫を凝らす必要がある。

## 10 事務組織

学生からの要望、教員へのサポートなどについて、迅速かつ的確に対応し得るよう組織の改編、事務処理手続の改善を念頭に、絶えず努力する必要がある。

## 11 自己点検・評価

自己点検・評価を継続して厳しく実施し、法科大学院の理念に沿った改善・

向上が実現できるよう努めるべきである。

## 1 2 情報公開・説明責任

個人情報保護等に留意する一方、情報公開を促進することにより、社会に対する説明責任を積極的に果たす必要がある。

全体として、本学のハード・パワーは水準以上に具備されているが、今後は、対社会的なソフト・パワーを意識的に強化して行く必要がある。日本大学は、今後、ハード・パワーにふさわしいソフト・パワーを兼備することにより、真の日本最大・最強の私立大学となりうるであろう。本法科大学院はその先頭にあるのだという意識を全ての専任教員が堅持し、工夫を重ねて、先端的研究において日本の法学を領導するとともに、優秀な学生を多数育成して社会的評価を高めなければならない。これが、本法科大学院の最大の課題である。

日本大学大学法科大学院  
自己点検・評価委員会委員長  
松村 雅生